

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1092号

令和4年10月7日

宮崎県議会議長 中野一則 殿

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 佐藤健司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間の給与の状況	3
4 職員給与と民間給与との比較	6
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	7
6 物価・生計費	9
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	9
8 本年の給与の改定等	10
9 給与制度に関するその他の事項	12
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保・育成	13
2 女性職員の活躍推進	15
3 障がい者雇用の推進	15
4 働き方改革と勤務環境の整備	16
5 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用	26
6 会計年度任用職員制度の適正な運用	27
7 信頼の確保	27
III 勧告実施の要請	29
別紙第2 勧 告	30
別添1 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	61
別添2 参考資料	69
1 職員給与関係資料	72
2 民間給与関係資料	113
3 生計費及び労働経済関係資料	130

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ったので、その検討結果の概要を次のとおり報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えられる。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」とされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方に基づき検討を行っていくことが必要である。

2 職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和4年4月1日現在で「令和4年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 令和4年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,615	歳 42.5	% 61.2	% 38.8	% 80.7	% 5.7	% 13.1	% 0.5
うち行政職員	4,171	41.7	73.0	27.0	71.3	2.3	24.9	1.6

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。

※2 学歴別人員構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

※3 学歴区分は、給与決定上の学歴である。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
全職員	円 373,514	円 347,006	円 9,884	円 458	円 5,285	円 7,625	円 3,257
うち行政職員	342,692	316,820	10,181	857	5,912	7,719	1,204

※1 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。

その結果、表2のとおり、職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

表2 職員の平均給与月額の推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全職員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢(歳)	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち 行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢(歳)	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R2	R3	R4
全職員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688	375,628	373,514
	平均年齢(歳)	43.4	43.2	43.0	42.8	42.5
うち 行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110	344,462	342,692
	平均年齢(歳)	42.6	42.3	42.2	41.9	41.7

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 333事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 143事業所を対象として「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

その結果、134事業所の調査が完了した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

【初任給の状況】

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で24.9%（昨年26.4%）、高校卒で38.2%（同26.6%）となっており、昨年に比べ、大学卒では減少し、高校卒では増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

学 歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
	%	%	%	%	%	円
大学卒	24.9	(33.1)	(66.9)	(0.0)	75.1	206,179
高校卒	38.2	(52.5)	(45.1)	(2.4)	61.8	161,158

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

【給与改定の状況】

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は33.9%で昨年（26.3%）に比べると増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係 員	33.9	5.7	0.0	60.4
課長級	27.8	7.6	0.0	64.6

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は79.2%と昨年（84.9%）に比べて減少している。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は19.8%と昨年（24.6%）に比べて減少し、減額となっている事業所の割合も2.5%と昨年（6.7%）に比べて減少している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし	定期昇給 停 止	
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	79.2	78.0	19.8	2.5	55.7	1.2	20.8
課長級	71.1	69.1	14.7	1.8	52.6	2.0	28.9

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

〔特別給の支給状況〕

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表6に示すとおり4.38月分に相当している。

表 6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	309,181円
	上半期 (A 2)	314,011円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	648,655円
	上半期 (B 2)	715,204円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.10月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.28月分
	年間計	4.38月分

※1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「令和4年県職員給与等実態調査」及び前記3の「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、職員給与が民間給与を896円（0.26%）下回っている。

表 7 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B) $\left[\frac{(A - B)}{B} \times 100 \right]$
350,642円	349,746円	896円 (0.26%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与（※1）から時間外手当（※2）及び通勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は4.35月であり、前述した民間の支給割合4.38月分を下回っている。

5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.4と、2.6ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は99.9であり、本県は2.5ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和3年4月1日現在)

宮 崎 県	97.4
都道府県平均指数	99.9
指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	18
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
国	100.0

※ 令和3年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※ 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員の平均給与月額（単純平均）を比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
	歳	円	円	円	円	円	円	
職員(行政職員)(A)	42.4	348,468	321,922	10,535	866	6,127	7,781	1,237
国家公務員(行政職俸給表(一)適用職員)(B)	42.7	405,049	323,711	8,852	43,644	12,655	7,129	9,058
差(A-B)	△0.3	△56,581	△1,789	1,683	△42,778	△6,528	652	△7,821

※職員、国家公務員ともに本年度の新規採用者は含まれていない。

※「給料の月額」は、給料の調整額を含む。

※「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

※各欄の合計は、四捨五入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

6 物価・生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては2.5%、宮崎市においては2.4%それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が家計調査（総務省統計局）における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で161,340円、3人世帯で175,290円、4人世帯で189,230円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年8月8日に、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、民間給与との較差921円（0.23%）を埋めるため、平均0.3%の俸給表の引き上げを行い、本年4月に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

また、特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を現在の4.30月から0.10月分引上げ、4.40月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

8 本年の給与の改定等

(1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

(2) 改定の内容

ア 月例給

本年4月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を896円(0.26%)下回っている。また、職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記5のとおり昨年4月1日時点におけるラスパイレス指数は、職員は97.4(全都道府県平均99.9)と

低い水準にあるなど、職員の給与水準が、民間並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

[給料表]

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表（給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

(*)人事院勧告の改定内容：

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定。

イ 特別給

前記4(2)のとおり、職員の支給月数4.35月は、民間の支給割合

4. 38月分を0.03月分下回っている。

このため、民間の支給割合との均衡を図るよう、支給月数を0.05月分引上げ、4.40月分とすることが適当である。

その際、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当から0.05月分引き上げ、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

9 給与制度に関するその他の事項

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面における課題にも対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取り組むこととしている。具体的には、令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すとしている。

国の取組は本県の給与制度に大きな影響を与えるものと考えられることから、今後、国の検討状況や他の地方公共団体の動向を注視していく必要がある。

(2) その他

昨年報告した長距離通勤等に係る通勤手当の在り方については、任命権者において、本県の交通事情や職員の状況等を踏まえ検討が行われているところであり、引き続き、その状況を注視していく必要がある。

Ⅱ 公務運営の改善について

1 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、直面する新型コロナウイルス感染症対策や地域経済の復興、激甚化する自然災害への対応などをはじめ、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った多様で有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

(1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、非常に厳しい状況にある。

そのような中、本県においては、大学卒業程度採用試験において、多くの民間企業で採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るなど、受験者の確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、一部の技術系職種において、最終競争倍率が2倍を下回るなど十分な受験者数を確保できていない状況が続いている。

このため、今後とも社会情勢の変化に対応した不断の試験制度の見直しを行うとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、WEB会議ツール、動画配信等の効果的な活用や任命権者によるインターンシップの実施などを通して、県職員の魅力や

仕事のやりがい具体的に伝わるよう啓発・広報活動の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

このほか、近年、複数の区分試験で最終合格者から辞退者が出たことにより、内定者数が採用予定数を下回る状況が続いているため、引き続き、合格発表の早期化を図るとともに、合格者へのフォローアップを充実させるなど、辞退の防止をさらに強化する必要がある。

(2) 人材の育成

人材の育成については、限られた人的資源の下、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を進めていくために、職員には、高い倫理観や使命感を持ち、一人ひとりの資質や能力をより一層高めていくことが求められている。

そのためには、各職場におけるOJTをしっかりと機能させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修の実施や自己啓発等の支援など継続的かつ計画的に人材育成を推進していく必要がある。

人事評価制度については、国において、人事評価を人材育成やマネジメントの強化に活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための改善を行ったところであるが、本県においても、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するためには、県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要となっている。

そのような中、県においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定しており、女性の活躍推進に向けた取組として、令和6年度までに知事部局の副主幹職ポスト以上に占める女性の割合を17.5%とするという目標値が設定されているが、令和4年4月1日現在で17.5%を達成したところである。今後とも、管理職への登用を含め、着実な推進を図っていく必要がある。

このほか、育児休業からの円滑な職場復帰に係る支援の充実やライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、女性職員が一層その能力を発揮し、活躍できるための環境の整備に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がいのある方が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障がい者雇用の持続的な推進が求められている。

本県では、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）を対象とした選考採用試験を行い、障がい者の雇用の推進に取り組んでいるところであるが、今後とも、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の趣旨に沿った適切な採用選考を行っていく必要がある。

各任命権者においては、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障が

いのある職員が活躍できる職場づくりに向けて、環境の整備や支援体制の充実に取り組んでいるところであるが、今後とも障がいの内容及び程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障がいの有無に関わらず、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員と財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働けるように取組を進めることが重要である。

このため、任命権者においては、長時間労働の是正や個々の事情に応じた働き方の実現に向けて、働き方改革等の様々な取組を実施しているが、危機事象に備える観点や時代環境に適応できる能力を有する有為な人材の確保を図る観点からも、今後とも職員が心身ともに健康に働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持・増進、さらにはワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県においては時間外勤務命令の上限を、人事委員会規則により、原則として、1箇月につき45時間、1年につき360時間、他律的部署に関しては1箇月につき100時間、1年につき720時間と

定めている。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員については、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。なお、これまで、特例業務に指定された業務はない。

令和3年度について、任命権者からの報告によると、1箇月に80時間を超える時間外勤務を行った職員は、延べ408人(令和2年度337人)、そのうち100時間以上の時間外勤務を行った職員は184人(同124人)に上っており、ともに前年度から増加している。長時間勤務の要因の多くは、新型コロナウイルス感染症による長期的な対応と考えられるものの、依然として上限時間を超えた時間外勤務が恒常化している所属がある。

このような状況を踏まえ、各所属においては、時間外勤務の事前命令の徹底、客観的把握に基づく勤務時間の適正な管理、業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組んでいるところであるが、任命権者においては、上限時間を超える時間外勤務が生じることのないよう、計画的な業務の遂行について職員に周知徹底するなど、時間外勤務命令を必要最小限にとどめるため、更なる取組の推進が必要である。これらの取組を進めてもなお長時間にわたる時間外勤務を行わざるを得ない場合には、その要因を分析、検証した上で、人員配置を柔軟に見直すなど、早期に職員の負担軽減を図る必要がある。当委員会も、任命権者の取組を注視し、引き続き所属へのヒアリング等による実態の把握を行うこととする。

また、新型コロナウイルス感染症については、その発生から長

期にわたり全庁的に対応してきている中で、出先機関を含めた関係部局において心身ともに疲弊する職員が見受けられるが、感染症の収束は未だに見通せない状況である。任命権者においては、デジタル化の更なる推進を図るなど、事務の効率化に最大限努め、感染症対策と同時に関係職員の長時間労働の是正、健康維持に対する取組も今まで以上に推進していく必要がある。

イ 教員の業務負担の軽減

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、やりがいと誇りを持って能力を発揮できる職場環境を整備することが極めて重要である。

このような中、県教育委員会においては、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」（以下「働き方改革推進プラン」という。）を策定（令和3年3月改訂）し、教員の在校等時間の管理と併せて業務改善等（部活動の休養日の設定、スクール・サポート・スタッフの配置ほか）を推進するなど、働きやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

加えて、教員の時間外業務時間（在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間であり、時間外勤務時間とは異なる）の上限時間を、原則として、1箇月につき45時間、1年につき360時間と定める教育委員会規則が施行され1年が経過した。令和3年10月に県教育委員会が実施した教職員勤務実態調査（調査期間は10月の1箇月間）によると、1箇月につき80時間以上の時間外業務を行っている教員は、副校長・教頭のうち、中学校で23.6%、特別支援学校で11.1%、また、教諭等のうち高等学校で

22.4%、中学校で15.3%と高い割合となっている。昨年度の調査結果と比べると、全体的に減少しているものの、依然として、厳しい職場環境にあるのが現状である。

時間外業務の主な要因としては、部活動や保護者対応が挙げられている。また、GIGAスクール構想の推進により、タブレットやプロジェクターを用いた授業準備等も必要となることが、ICTに不慣れな教員にとっては、一時的ではあるものの、時間外業務時間増加の新たな要因となっていると思われる。

このことから、各学校においては、導入の進む校務支援システム等を活用した適切な出退勤管理により、在校等時間を客観的に把握し、業務改善につなげることが重要であり、さらに、学校全体で「働き方」や「職場環境」についての意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を確実に進めていく必要がある。

なお、教員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている部活動の在り方について、国の動向を注視しながら、引き続き検討を進めていく必要がある。

また、県教育委員会においては、働き方改革推進プランが、厳しい職場環境に置かれた教員にとって、真の働き方改革につながるよう、市町村教育委員会と連携して、教員の働きやすい職場環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進していくことが求められる。

なお、導入が検討されている教員の1年単位の変形労働時間制については、上記の働き方改革推進プラン等の取組と合わせて、教員の総労働時間の抑制に向けて、総合的かつ適切に対応していく必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、日常生活における職員の心身の疲労を回復し、自身や家庭生活にゆとりをもたらす効果もあることから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

任命権者においては、各々が定める特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を16日（目標達成年度：令和6年度）又は17日（警察本部、目標達成年度：令和8年度）と設定し、具体的には「働き方改革」等の取組を進める中で、職員の休暇取得を積極的に推進しているところである。

このような中、当委員会が任命権者に対して令和3年の年次休暇の取得状況を調査したところ、職員の平均取得日数が、知事部局においては12.8日、教育委員会においては11.9日と、前年と比較して各々0.6日、0.3日の増、警察本部においては14.9日と、0.6日の減となっているが、全体では12.6日と、昨年より0.3日増加している。昨年度から夏季休暇の取得日数が3日から5日に拡充されたが、年次休暇取得日数への影響は少なかった。なお、年次休暇については、依然として民間の労働法制で最低限とされている5日の取得に満たない職員が見受けられる。

このような状況を踏まえ、任命権者は、引き続き休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、職員の休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、まずはその要因を分析し、有効な対策を講じることが必要である。さらに、各所属においては、管理監督者自身が率先して休暇を取得すること等により、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と家庭の両立支援

国全体で誰もが活躍できる社会の実現を目指す中、子育てや介護を行う者の負担軽減が課題となっており、これらの職員を含めたすべての職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、周りの職員の理解と協力の下に、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

とりわけ子育てについては、家庭での負担が女性に偏りがちであるため、その負担を軽減し、仕事との両立を図っていく観点から、男性の育児参加を推進していくことが必要である。

このような中、知事部局では、令和2年度に男性の育児休業取得率を20%とする目標(達成年度：令和6年度)を掲げ、取得促進に向け、配偶者が出産予定の男性職員についても、各所属長が「子育てマイプラン」を基に面談を実施し、育児に関する各種制度の活用を推進すること等の取組を行った結果、令和3年度の取得率は26.3%と数値目標を達成している。なお、知事部局では、今年度からの新たな目標で、男性の育児休業取得率を30%(達成年度：令和8年度)としている。警察本部では、男性の育児休業取得率を50%とする目標(達成年度：令和7年度)を掲げ、職員の仕事と生活の調和を図るため居住地規制の緩和や幹部主導による男性の育児休業の取得促進等の取組がなされており、令和3年度には47.1%となっている。

なお、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和等について、本年5月に法改正が行われたところであり、あわせて、本県においても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための休暇・休

業制度の見直し等を講じてきたところである。

一方、介護に関しては、高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は、平成29年の424人から令和3年の658人と増加傾向にあり、介護にかかる職員の負担は高まっている。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、各種制度がより有効に活用されるよう、引き続き職員への周知に努めるとともに、管理監督者をはじめ、職場全体で、子育てや介護に対する理解を促進し、国や他の地方公共団体の取組状況も参考にしつつ、業務のサポート体制を確立することが求められる。

イ 柔軟な働き方の推進

すべての職員が、その能力を十分に発揮するためには、多様な時間や場所において働くことのできる勤務環境の整備が重要である。

知事部局においては、時差出勤の実施やサテライトオフィスの設置等の取組のほか、在宅勤務トライアルを実施し、対象範囲を全庁職員に拡大した令和3年度は延べ10,831回の在宅勤務が行われたところである。

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機として、本県においても活用が広がってきているところであるが、災害時や感染症拡大等の危機事象発生時の安定的な業務の継続に資することはもちろんのこと、働き方の幅が広がることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進にも役立つものである。

新型コロナウイルス感染症収束後もテレワークを根付かせていくためには、職員が利用しやすい仕組みづくりや雰囲気醸成が

重要である。そのため、任命権者においては、テレワーク実施にあたっての諸課題を分析・検証し、柔軟な働き方の選択肢の一つとして定着させていくことが求められている。

また、人事院において、今後、具体的な枠組みを検討することとしたテレワークを行う場合に支給する新たな手当や速やかに措置することとしているフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化については、国等の動向を注視していく必要がある。

ウ デジタル技術の活用等による業務効率化の推進

限られた人員・財源の中で行政運営を行い、職員が仕事と家庭を両立しながら、その能力を発揮するためには、デジタル技術の活用等による、より一層の業務の効率化が不可欠である。

国は、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月総務省策定）において、今後、自治体は、デジタル技術やAI等の活用により、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが重要であるとしている。

本県では、「みやざき行財政改革プラン（第三期）」や「宮崎県情報化推進計画」により、事務の簡素・効率化を図るため、行政のデジタル化等について積極的に取り組むこととされている。

これらの県計画に基づき、知事部局では共通事務（会計・旅費・物品管理等）の簡素化、会議開催や調査・照会の基本ルールの見直しに加え、RPA(*1)、AI-OCR(*2)の導入による定型作業の自動化（令和3年度末で69業務の導入実績）を進めるとともに、令和2年度末にはWeb会議やチャット機能を持つコミュニケーションツールの運用を開始するなど、ICTを活用し

た業務効率化の取組を積極的に進めているところである。

任命権者においては、今後の国の動きを注視するとともに、これまで取り組んできたデジタル技術の活用等による業務の合理化・見直しの実例を含めた好事例を横展開することなどで、徹底して業務の見直しや効率化に取り組み、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることのできる職場環境を整備する必要がある。

(*1) R P A : Robotic Process Automationの略で、パソコン上で行う入力や編集等の定型的作業をソフトウェアにより自動処理するものをいう。

(*2) A I - O C R : AI-Optical Character Recognition/Readerの略で、申請書等の紙媒体をスキャナ等で読み取り、AI 技術を活用してデジタルデータ化するものをいう。

(3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、自身やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものであり、さらに公務において職員が能力を十分に発揮する上で、最も大事な要素である。

このことから、任命権者では、職員の心身の不調を未然に防止するため、メンタルヘルス研修や健康指導等を実施するとともに、令和元年度、「健康経営」を実践する「健康県庁」宣言を行い、食生活の改善や運動の習慣化を推進するなど、職員の健康の保持・増進のための取組を進めている。

しかしながら、令和3年度実施の定期健康診断において、知事部局職員の約9割が有所見となっている。

加えて、長期にわたって新型コロナウイルス等の危機事象に対応

する中で、心身ともに疲弊する職員が見受けられ、これまで以上に職員の健康状態が懸念される場所である。

特に危機事象への対応を含む長時間勤務は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、健康リスクの高い職員に対する面接指導を確実に実施し、その状況を踏まえた措置を講じていくこと、面接指導が必須ではない職員に対しても、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

さらに、メンタルヘルスに関しては、過去10年間、心の健康の問題が原因で退職する職員の割合が、退職者全体の6割前後で推移する状況が続いている。

このため任命権者においては、今後とも一層、心身の不調が顕在化していないケースも含め、全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、ストレスチェック制度の分析結果の活用、心身不調の予防及び早期発見・対応のために職員個人が取り組む「セルフケア」、管理監督者が取り組む「ラインケア」を進める等、健康管理を徹底する必要がある。

また、傷病休暇を取得した又は退職した職員に対しては、職場への復帰支援や復帰後の再発防止といった各場面において、関係部署が連携して適時適切な対策等を実施するなど、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、ハラスメントを無くし、安心して働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

できる勤務環境づくりを進めることは極めて重要である。

任命権者においては、令和2年度に懲戒処分の基準やハラスメントの防止等に関する要綱を改正し、職員に対する研修や意識啓発を行うことで対策強化を図ってきたが、当委員会が令和3年度に受理した職員からの苦情相談においては、「ハラスメント及びそれに類する行為」に関する相談が依然として見受けられる。

相談内容を見ると、上司や同僚からの思いやりに欠ける心ない発言や態度に起因するケースが多く、ハラスメントであるかどうか以前に、職員同士が互いの話を傾聴し、個々の立場を尊重するなど、職場における信頼関係の構築が何よりも重要である。

引き続き、任命権者においては、職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、傾聴力の向上等、管理監督者等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、ハラスメントやそれに類する行為が無くなるよう、有効な取組を推進する必要がある。

5 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験の本格的活用並びに組織活力の維持・向上を図る必要があることから、令和3年6月、「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布され、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も令和5年度以降、60歳から65歳へ段階的に引き上げられることとなった。

この段階的な定年の引上げが円滑に実施されるよう所要の準備を着実に進めるとともに、対象となる職員が60歳以後の任用、給与等の制度について十分理解し、勤務の意思を決定できるよう適切に情報提供

を行う必要がある。

また、定年の引上げにより、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、職員の士気の向上や組織活力を維持していくためには、中長期的な視点に立った計画的な人材育成・能力開発やキャリア形成支援、若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

本県では、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたところであるが、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう適正な任用・勤務条件の確保など、適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

7 信頼の確保

(1) 公務員の倫理

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、公務員倫理、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いている。

このため、各任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼

の確保に努めていく必要がある。

(2) 危機事象への対応

近年、大型台風や豪雨、地震等の大規模な自然災害が多発し、さらに新型コロナウイルス等の感染症が長期にわたり猛威を振るうなど、県民の生命・財産を脅かす様々な危機事象が顕著化してきている。

このような危機事象は今後も発生するものと考えられ、そのような非常時においても、県民の信頼に応えるため、業務を安定的に継続していくことが重要である。そのためにも、業務継続計画に従って、業務の継続性・安定性の確保に向けた人員体制の整備等を引き続き講じていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給及び特別給の引上げについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(7) 特定管理職員及び任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(4) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(7) 特定管理職員及び任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
再任	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
用職	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
員以	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
外の	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
職員	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
再任	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
用職	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
員以	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
外の	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
職員	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	85	円 243,900	円 292,100	円 339,100	円 377,700	円 391,000	円 410,200	円	円	円
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
再任	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
用職	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
員以	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
外の	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
職員	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200				
再任	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600				
用職	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000				
員以	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400				
外の	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
職員	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	121	円 323,200	円 351,800	円 372,000	円 396,500	円	円	円	円	円
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400	398,800					
	127		354,400	374,900	399,200					
	128		354,800	375,400	399,700					
	129		355,200	375,700	400,100					
	130		355,600	376,200	400,600					
	131		356,000	376,700	401,000					
	132		356,400	377,200	401,500					
	133		356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
再任	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
用職	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
員以	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
外の	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
職員	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	
	49	247,900	308,300	367,800	416,700	
	50	249,300	310,700	369,600	418,100	
	51	250,500	313,000	371,500	419,700	
	52	251,900	315,200	373,500	421,200	
	53	253,000	317,300	375,300	422,900	
	54	254,200	319,100	377,100	424,400	
	55	255,500	320,700	378,900	426,000	
	56	256,500	322,300	380,600	427,600	
	57	257,800	324,200	382,100	429,100	
	58	258,500	326,300	383,700	430,600	
	59	259,600	328,400	385,400	431,800	
	60	260,600	330,400	387,100	433,000	
	61	261,700	332,500	388,300	434,200	
	62	262,600	334,600	389,700	435,500	
再任	63	263,700	336,800	391,100	436,800	
	64	264,500	339,000	392,400	438,000	
用職	65	265,800	340,700	393,800	439,200	
	66	267,200	342,900	395,000	440,400	
員以	67	268,600	344,900	396,400	441,600	
	68	270,200	347,100	397,800	442,800	
外の	69	271,500	348,900	399,100	444,000	
	70	272,800	350,800	400,400	445,200	
職員	71	274,100	352,800	401,800	446,400	
	72	275,400	354,800	403,100	447,600	
	73	276,400	356,400	404,400	448,700	
	74	277,600	358,300	405,800	449,300	
	75	278,900	360,100	407,200	449,800	
	76	279,900	362,000	408,500	450,300	
	77	280,800	363,800	409,700	450,800	
	78	281,800	365,500	410,900		
	79	282,800	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		
	85	289,500	375,800	419,500		
	86	290,600	377,200	420,700		
	87	291,600	378,600	421,900		
	88	292,800	379,900	422,900		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	293,900	381,200	424,000		
	90	295,000	382,500	425,000		
	91	296,200	383,700	426,000		
	92	297,400	385,000	427,000		
	93	297,900	386,300	427,900		
	94	298,900	387,400	428,700		
	95	300,000	388,700	429,500		
	96	301,200	389,900	430,300		
	97	302,200	391,300	431,100		
	98	303,300	392,300	431,500		
	99	304,300	393,400	431,900		
	100	305,400	394,400	432,300		
	101	306,300	395,300	432,700		
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
再任	106	311,000	400,100	434,200		
	107	311,800	401,000	434,500		
	108	312,600	401,900	434,700		
用職	109	313,500	402,700	434,900		
	110	313,900	403,600	435,200		
員以	111	314,300	404,400	435,500		
	112	314,800	405,200	435,700		
外の	113	315,400	405,800	435,900		
	114	315,800	406,500	436,200		
職員	115	316,300	407,200	436,500		
	116	316,800	407,900	436,700		
	117	317,400	408,500	436,900		
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
再任	149	327,500				
	150	327,700				
用職	151	328,000				
	152	328,300				
員以	153	328,500				
	154	328,700				
外の	155	329,000				
	156	329,300				
職員	157	329,500				
	158	329,700				
	159	330,000				
	160	330,300				
	161	330,500				
	162	330,700				
	163	331,000				
	164	331,300				
	165	331,500				
	166	331,700				
	167	332,000				
	168	332,300				
	169	332,500				
	170	332,700				
	171	333,000				
	172	333,300				
	173	333,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
再任	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
用職	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
員以	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
外の	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
職員	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
再任	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
用職	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
員以	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
外の	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
職員	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
再任	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
用職	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		
員以	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600	404,200		
外の	103	292,900	337,100	404,700		
	104	293,600	337,600	405,400		
職員	105	294,300	338,100	405,800		
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
再任	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
用職	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
員以	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
外の	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
職員	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
再任	57	388,600	462,400	513,800	564,600
用職	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
員以	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
外の	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
職員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
再任	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
用職	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
員以	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
外の	91		483,600		
	92		484,000		
職員	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
再任	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
用職	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
員以	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
外の	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
職員	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
用職	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
員以	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
外の	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
職員	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
再任	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
用職	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
員以	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
外の	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
職員	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
再任	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
用職	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
員以	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
外の	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
職員	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
再任	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
用職	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
員以	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
外の	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
職員	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800		
再任	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
用職	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
員以	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
外の	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700			
職員	115	294,100	325,300	358,200			
	116	294,400	325,600	358,600			
	117	294,700	325,800	359,000			
	118	295,000	326,100	359,400			
	119	295,300	326,500	359,900			
	120	295,700	326,700	360,400			
	121	296,000	326,900	360,800			
	122	296,400	327,200	361,300			
	123	296,700	327,500	361,800			
	124	297,100	327,800	362,300			
	125	297,300	328,000	362,600			
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
再任	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
用職	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
員以	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
外の	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
職員	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任 用職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
再任	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
用職	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
員以	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
外の	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
職員	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	
	57	257,000	298,900	376,100	396,300	
	58	258,000	301,300	377,500	397,500	
	59	259,100	303,500	378,900	398,700	
	60	260,100	306,100	380,200	400,000	
	61	261,300	308,300	381,100	401,200	
	62	262,000	310,700	382,300	402,200	
再任	63	262,900	313,000	383,500	403,600	
	64	263,500	315,200	384,600	404,900	
用職	65	264,500	317,300	385,500	406,100	
	66	265,900	319,100	386,700	407,200	
員以	67	267,000	320,700	387,700	408,400	
	68	268,300	322,300	388,800	409,500	
外の	69	269,800	324,200	390,000	410,500	
	70	271,300	326,300	391,000	411,700	
職員	71	272,600	328,400	392,100	412,900	
	72	274,000	330,400	393,300	414,100	
	73	274,800	332,500	394,300	414,700	
	74	275,800	334,600	395,400	415,500	
	75	277,000	336,800	396,500	416,200	
	76	278,000	339,000	397,600	416,700	
	77	279,200	340,700	398,500	417,000	
	78	280,200	342,600	399,400	417,400	
	79	281,400	344,300	400,400	417,800	
	80	282,300	346,100	401,400	418,200	
	81	283,500	347,900	402,200	418,500	
	82	284,300	349,700	403,000	418,900	
	83	285,300	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	290,800	360,000	408,000	421,300	
	90	291,700	361,300	408,700	421,600	
	91	292,600	362,700	409,200	421,900	
	92	293,400	364,100	409,900	422,100	
	93	293,700	365,600	410,300	422,300	
	94	294,400	366,900	410,700		
	95	295,100	368,200	411,000		
	96	295,900	369,400	411,300		
	97	296,700	370,400	411,600		
	98	297,500	371,400	411,900		
	99	298,300	372,400	412,200		
	100	299,000	373,400	412,400		
	101	299,900	374,300	412,600		
	102	300,400	375,300	412,900		
	103	300,900	376,300	413,200		
	104	301,400	377,300	413,400		
	105	301,600	378,100	413,600		
	106	302,000	379,000	413,900		
再任	107	302,300	379,900	414,200		
	108	302,500	380,900	414,400		
用職	109	302,700	381,700	414,600		
	110	302,900	382,700	414,900		
員以	111	303,200	383,700	415,200		
	112	303,500	384,700	415,400		
外の	113	303,700	385,300	415,600		
	114	303,900	386,200	415,900		
職員	115	304,100	387,100	416,200		
	116	304,400	388,000	416,400		
	117	304,700	388,800	416,600		
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
再任	141		401,300			
	142		401,600			
用職	143		401,900			
	144		402,200			
員以	145		402,400			
	146		402,700			
外の	147		403,000			
	148		403,200			
職員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別添 1

国家公務員の給与等に関する
人事院の報告及び勧告

目 次

- 1 給与勧告の骨子（令和4年8月8日）----- 64
- 2 公務員人事管理に関する報告の骨子（令和4年8月8日）----- 66

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

別添 2

参 考 資 料

目 次

1	職員給与関係資料	
	令和4年県職員給与等実態調査の概要	72
	第1表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	73
	第2表 職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	74
	第3表 職員の給料表別平均給与月額	75
	第4表 職員の給料表別諸手当支給状況	76
	第5表 職員の職務の級別、号給別人員	92
	第6表 職員の給料表別、年齢別人員	108
	第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員	110
	(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	111
2	民間給与関係資料	
	令和4年職種別民間給与実態調査の概要	113
	第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	114
	第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	115
	第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	116
	第11表 民間における初任給の改定状況	125
	第12表 民間における家族手当の支給状況	125
	第13表 民間における在宅勤務手当の支給状況	126
	第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	126
	第15表 民間における定年制の状況	126
	第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	127
	第17表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	127
	第18表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況	127
	第19表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	127
	第20表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況	128
3	生計費及び労働経済関係資料	
	令和4年4月の標準生計費算定方法	130
	第21表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)	131
	第22表 労働経済指標	132

1 職員給与関係資料

令和4年県職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）で令和4年4月1日に在職する者

3 調査の内容

令和4年4月分の給与、年齢、学歴等について調査した。

第1表 職員の給料表別職員数、
平均年齢及び平均給与月額の変遷

給料表の区分	職 員 数				平 均 年 齢		平 均 給 与 月 額			
	令3. 4. 1 現 在	令4. 4. 1 現 在	構 成 比	増 加 率	令3. 4. 1 現 在	令4. 4. 1 現 在	令3. 4. 1 現 在	令4. 4. 1 現 在	増 加 率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全 職 員	14,726	14,615	100.0	-0.8	42.8	42.5	375,628	373,514	-0.6	
うち行政職員	4,186	4,171	28.5	-0.4	41.9	41.7	344,462	342,692	-0.5	
県 関 係 職 員	計	9,006	8,951	61.2	-0.6	41.7	41.6	364,324	363,436	-0.2
	行政職	3,922	3,921	26.8	0.0	41.9	41.7	346,257	344,416	-0.5
	公安職	1,984	1,966	13.5	-0.9	37.3	37.4	339,101	341,005	0.6
	教育職	2,529	2,492	17.1	-1.5	44.9	44.8	407,038	405,603	-0.4
	研究職	170	172	1.2	1.2	41.8	41.4	357,358	351,880	-1.5
	医療職(一)	37	39	0.3	5.4	37.8	38.3	866,656	871,362	0.5
	医療職(二)	234	229	1.6	-2.1	41.8	42.1	363,397	363,910	0.1
	医療職(三)	130	132	0.9	1.5	40.1	40.0	331,188	330,589	-0.2
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,720	5,664	38.8	-1.0	44.4	43.9	393,425	389,440	-1.0
	教育職	5,455	5,412	37.0	-0.8	44.6	44.0	397,100	392,880	-1.1
	学校栄養職	1	2	0.0	100.0	x	37.5	x	304,550	-
	事務職	264	250	1.7	-5.3	41.4	41.2	317,796	315,661	-0.7

(注) 1 給与月額は、給料（給料の調整額、教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。
 2 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。
 3 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第2表 職員の給料表別、性別
及び学歴別人員構成比

給料表の区分	性別人員構成比		学歴別人員構成比				
	男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④	
全職員	% 61.2	% 38.8	% 80.7	% 5.7	% 13.1	% 0.5	
うち行政職員	73.0	27.0	71.3	2.3	24.9	1.6	
県 関 係 職 員	計	71.8	28.2	76.5	2.8	20.0	0.7
	行政職	74.4	25.6	73.3	1.9	23.4	1.4
	公安職	90.7	9.3	58.2	1.5	40.3	-
	教育職	57.6	42.4	92.6	4.0	3.0	0.4
	研究職	77.3	22.7	98.3	1.7	-	-
	医療職(一)	74.4	25.6	100.0	-	-	-
	医療職(二)	52.8	47.2	93.0	7.0	-	-
	医療職(三)	9.1	90.9	74.2	25.8	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	44.4	55.6	87.4	10.3	2.1	0.2
	教育職	44.1	55.9	89.6	10.4	-	-
	学校栄養職	-	100.0	100.0	-	-	-
	事務職	51.2	48.8	39.2	8.4	48.4	4.0

(注) 1 学歴区分は、給与決定上の学歴である。

2 学歴別人員構成比の計(①+②+③+④)は四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給料表の区分	平均給与月額									
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	347,006	1,335	6,768	9,884	458	5,285	7,625	3,257	373,514	
うち行政職員	316,820	254	-	10,181	857	5,912	7,719	1,204	342,692	
県 関 係 職 員	計	336,237	1,518	3,818	11,357	747	4,421	7,527	3,147	363,436
	行政職	317,905	270	-	10,412	911	6,289	7,737	1,161	344,416
	公安職	314,022	-	-	14,855	123	2,256	6,719	3,031	341,005
	教育職	382,805	3,366	13,715	10,846	-	3,183	7,829	940	405,603
	研究職	330,426	-	-	10,942	-	1,864	8,149	499	351,880
	医療職(一)	424,705	2,159	-	8,538	73,682	27,269	6,692	330,474	871,362
	医療職(二)	333,973	14,262	-	7,969	-	4,514	7,366	10,087	363,910
	医療職(三)	317,861	5,997	-	4,197	-	970	7,333	227	330,589
市 町 村 立 学 校 職 員	計	364,024	1,046	11,430	7,557	-	6,649	7,779	3,431	389,440
	教育職	367,013	1,094	11,962	7,606	-	6,959	7,798	3,504	392,880
	学校栄養職	304,550	-	-	-	-	-	-	-	304,550
	事務職	299,798	-	-	6,560	-	-	7,424	1,879	315,661

(注) その他は初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

第4表 職員の給料表別諸手当支給状況

その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額					教職調整額		
		受給者数				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数2	調整数3				
全職員	人 14,615	人 1,553	人 1,381	人 61	人 111	円 12,564	人 7,099	円 13,934	
うち行政職員	4,171	74	53	7	14	14,322	-	-	
県 関 係 職 員	計	8,951	1,013	841	61	111	13,415	2,368	14,433
	行政職	3,921	74	53	7	14	14,322	-	-
	公安職	1,966	-	-	-	-	-	-	-
	教育職	2,492	766	766	-	-	10,949	2,368	14,433
	研究職	172	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(一)	39	3	-	3	-	28,067	-	-
	医療職(二)	229	130	21	12	97	25,124	-	-
	医療職(三)	132	40	1	39	-	19,790	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,664	540	540	-	-	10,969	4,731	13,684
	教育職	5,412	540	540	-	-	10,969	4,731	13,684
	学校栄養職	2	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	250	-	-	-	-	-	-	-

管 理 職 手 当											
受 給 者 数										受給者1人 当たり額	
計	一種		二種		三種		四種		五種		
	一	二	一	二	一	二	一	二	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,235	16	4	29	36	169	154	427	145	255	62,537	
341	16	3	24	29	104	116	15	-	34	72,318	
555	16	4	29	36	146	154	95	36	39	71,300	
341	16	3	24	29	104	116	15	-	34	72,318	
56	-	-	5	6	31	14	-	-	-	79,186	
124	-	-	-	-	11	-	72	36	5	63,958	
6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	53,433	
12	-	1	-	1	-	9	1	-	-	88,625	
14	-	-	-	-	-	14	-	-	-	73,843	
2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	64,050	
680	-	-	-	-	23	-	332	109	216	55,385	
680	-	-	-	-	23	-	332	109	216	55,385	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	受給者数	うち下記の扶養親族を有する受給者数			
	計	医師			配偶者	子		
			計	特定期間の子				
人	人	円	人	人	人	人		
全 職 員	130	37	116,354	6,671	3,137	5,617	2,493	
うち行政職員	-	-	-	2,045	1,014	1,658	786	
県 関 係 職 員	計	130	37	116,354	4,621	2,391	3,895	1,619
	行政職	-	-	-	1,959	971	1,594	746
	公安職	-	-	-	1,234	819	1,066	303
	教育職	-	-	-	1,204	500	1,050	498
	研究職	2	-	23,750	90	54	74	34
	医療職(一)	37	37	347,527	15	12	12	2
	医療職(二)	91	-	24,396	90	32	73	26
	医療職(三)	-	-	-	29	3	26	10
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	2,050	746	1,722	874
	教育職	-	-	-	1,964	703	1,658	834
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	-	-	-	86	43	64	40

(注) 特定期間の子とは、「満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子」をいう。

手 当			地 域 手 当							
配偶者・子以外の扶養親族	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医 (一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
194	21,654	2.1	106	2	10	10	44	1	39	63,094
64	20,765	2.0	61	-	8	10	42	1	-	58,574
109	21,998	2.1	106	2	10	10	44	1	39	63,094
57	20,840	2.0	61	-	8	10	42	1	-	58,574
6	23,668	2.4	6	2	2	-	2	-	-	40,225
33	22,449	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
4	20,911	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	22,200	2.5	39	-	-	-	-	-	39	73,682
6	20,278	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
3	19,103	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-
85	20,879	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
78	20,958	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	19,070	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-

その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当							
	借 家 ・ 借 間 等					留 守 家 族		
	受 給 者 数 (手 当 額 別)					受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額
	計	11,000円 以 下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	人			
全職員	人	人	人	人	円	人	円	
	4,761	90	3,767	904	23,319	33	12,536	
うち行政職員	1,344	10	1,041	293	23,868	9	12,967	
県 関 係 職 員	計	2,774	12	2,152	610	24,194	21	12,424
	行政職	1,259	5	976	278	24,005	9	12,967
	公安職	541	2	430	109	24,194	10	12,050
	教育職	796	4	620	172	24,481	2	11,850
	研究職	59	1	42	16	23,756	-	-
	医療職(一)	10	-	3	7	26,100	-	-
	医療職(二)	70	-	54	16	24,099	-	-
	医療職(三)	39	-	27	12	24,821	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	1,987	78	1,615	294	22,096	12	12,733
	教育職	1,902	73	1,550	279	22,108	12	12,733
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	85	5	65	15	21,835	-	-

通 勤 手 当						
受給者数 合計	交 通 機 関 利 用 者 受 給 者 数 (手 当 額 別)					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人	人	人	人	人	人	人
11,973	630	7	201	188	49	67
	223	1	8	8	14	17
3,111	507	5	170	152	35	53
	154	1	7	6	11	10
6,968	614	6	200	184	47	64
	207	1	7	8	13	15
2,895	505	5	170	152	34	53
	153	1	7	6	11	10
1,357	63	-	24	21	7	5
	11	-	-	1	1	3
2,212	28	1	3	8	5	3
	34	-	-	1	1	2
165	3	-	1	1	-	1
	1	-	-	-	-	-
22	1	-	-	-	-	-
	1	-	-	-	-	-
209	8	-	2	1	-	2
	5	-	-	-	-	-
108	6	-	-	1	1	-
	2	-	-	-	-	-
5,005	16	1	1	4	2	3
	16	-	1	-	1	2
4,788	14	1	1	4	1	3
	15	-	1	-	1	2
1	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
216	2	-	-	-	1	-
	1	-	-	-	-	-

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

その4 通勤手当 (つづき)

給料表の区分		通 勤 手 当						受給者1人 当たり額
		交 通 機 関 利 用 者 (つ づ き)						
		受 給 者 数 (手 当 額 別)						
		25,000円 以 上	30,000円 以 上	35,000円 以 上	40,000円 以 上	45,000円 以 上	50,000円 以 上	
全 職 員		人	人	人	人	人	人	円
		35	11	4	1	31	36	18,035
うち行政職		30	18	5	3	13	106	41,296
		27	8	2	1	24	30	17,783
計		18	7	3	2	11	78	41,914
		32	10	4	1	31	35	17,945
行 政 職		26	14	5	2	12	104	41,938
		17	7	3	2	11	78	41,993
公 安 職		4	1	-	-	-	1	14,004
		5	1	-	-	-	-	23,950
教 育 職		2	-	-	-	2	4	23,937
		4	5	1	-	1	19	44,750
研 究 職		-	-	-	-	-	-	14,697
		-	1	-	-	-	-	32,790
医 療 職 (一)		-	-	-	-	1	-	49,075
		-	-	1	-	-	-	39,510
医 療 職 (二)		-	1	-	-	2	-	25,276
		-	-	-	-	-	5	58,228
医 療 職 (三)		-	-	2	-	2	-	33,551
		-	-	-	-	-	2	56,980
計		3	1	-	-	-	1	21,518
		4	4	-	1	1	2	32,990
教 育 職		2	1	-	-	-	1	21,231
		3	4	-	1	1	2	33,199
学 校 栄 養 職		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
事 務 職		1	-	-	-	-	-	23,528
		1	-	-	-	-	-	29,851

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

(つ づ き)

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数 (使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数 (使用距離別)				
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
684	620	60	4	2,227	10,436	2,602	2,716	1,430	877
508	469	38	1	2,175	1,942	437	383	257	123
675	614	58	3	2,216	5,472	1,448	1,214	642	368
507	468	38	1	2,175	1,730	392	333	217	103
130	110	18	2	2,405	1,153	508	312	99	72
9	9	-	-	2,000	2,141	489	499	239	140
16	14	2	-	2,275	145	9	27	36	30
5	5	-	-	2,000	15	2	4	2	-
4	4	-	-	2,000	192	31	23	29	21
4	4	-	-	2,000	96	17	16	20	2
9	6	2	1	3,056	4,964	1,154	1,502	788	509
8	5	2	1	3,188	4,751	1,109	1,452	747	489
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1	1	-	-	2,000	212	45	50	40	20

その5 通勤手当（つづき）

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 (つ づ き)								
		受 給 者 数 (使 用 距 離 別)								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 528	人 392	人 259	人 264	人 297	人 499	人 263	人 103	人 206
うち行政職員		83	101	59	57	83	168	91	38	62
県 関 係 職 員	計	244	201	148	157	216	387	208	81	158
	行 政 職	73	90	55	48	77	163	84	38	57
	公 安 職	35	21	24	11	16	29	16	3	7
	教 育 職	112	72	57	83	102	154	83	31	80
	研 究 職	5	9	3	6	1	7	6	3	3
	医 療 職 (一)	-	-	1	1	2	2	1	-	-
	医 療 職 (二)	14	3	3	5	14	24	13	5	7
	医 療 職 (三)	5	6	5	3	4	8	5	1	4
市 町 村 立 学 校 職 員	計	284	191	111	107	81	112	55	22	48
	教 育 職	274	180	107	98	75	107	48	22	43
	学 校 栄 養 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 職	10	11	4	9	6	5	7	-	5

(つ づ き)

受給者1人 当たり額	交通機関との併用者			交通機関 (併用分除き) のみ 受給者1人 当たり額	通勤手当の 受給者1人 当たり額	特別加算	
	受給者数		受給者1人 当たり額			特急	高速
	自転車	自動車等					
円	人	人	円	円	円	人	人
9,990	119	104	41,296	23,460	10,553	189	69
12,592	96	58	41,914	22,871	13,188	143	23
11,403	112	95	41,938	23,389	11,996	184	61
12,895	95	58	41,993	22,858	13,404	143	21
6,659	3	8	23,950	15,179	6,733	1	-
12,260	8	26	44,570	33,674	12,863	26	32
11,926	1	-	32,790	18,170	11,167	-	-
14,060	1	-	39,510	43,293	14,068	1	-
15,122	3	2	58,228	37,134	16,291	7	5
13,720	1	1	56,980	38,596	15,188	6	3
8,433	7	9	32,990	25,269	8,544	5	8
8,358	6	9	33,199	25,232	8,465	5	6
7,700	-	-	-	-	7,700	-	-
10,116	1	-	29,851	25,636	10,294	-	2

その6 単身赴任手当、特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					1,100km 以上
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上			
全職員	人	人	人	人	人	人	人	人	
	563	426	110	6	-	-	3	-	
うち行政職員	105	46	34	5	-	-	3	-	
県 関 係 職 員	計	323	244	52	6	-	-	3	-
	行政職	103	44	34	5	-	-	3	-
	公安職	182	168	12	1	-	-	-	-
	教育職	32	28	4	-	-	-	-	-
	研究職	1	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(一)	1	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(二)	3	3	-	-	-	-	-	-
	医療職(三)	1	1	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	240	182	58	-	-	-	-	-
	教育職	238	180	58	-	-	-	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	2	2	-	-	-	-	-	-

手 当				特殊勤務手当		
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1,300km 以上	1,500km 以上	2,000km 以上	2,500km 以上			
人	人	人	人	円	人	円
18	-	-	-	33,609	5,050	9,632
17	-	-	-	42,914	502	5,974
18	-	-	-	34,854	3,134	10,457
17	-	-	-	43,165	498	5,971
1	-	-	-	30,901	1,499	10,791
-	-	-	-	31,000	927	12,114
-	-	-	-	38,000	36	5,167
-	-	-	-	38,000	6	24,298
-	-	-	-	30,000	105	11,087
-	-	-	-	30,000	63	14,270
-	-	-	-	31,933	1,916	8,283
-	-	-	-	31,950	1,912	8,287
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	30,000	4	6,435

(注) 特殊勤務手当は、令和4年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分	特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当								
	受 給 者 数 (級 地 別)								
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	準公署	
全 職 員	人 424 (332)	人 71 (31)	人 136 (104)	人 177 (158)	人 27 (26)	人 3 (3)	人 - (-)	人 10 (10)	
うち行政職員	56 (44)	2 (1)	25 (18)	23 (19)	1 (1)	- (-)	- (-)	5 (5)	
県 関 係 職 員	計	87 (73)	1 (1)	58 (45)	18 (17)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (10)
	行 政 職	38 (34)	- (-)	19 (16)	14 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)
	公 安 職	14 (14)	1 (1)	5 (5)	4 (4)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)
	教 育 職	34 (24)	- (-)	34 (24)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	研 究 職	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)
	医 療 職 (一)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	医 療 職 (二)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	医 療 職 (三)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	337 (259)	70 (30)	78 (59)	159 (141)	27 (26)	3 (3)	- (-)	- (-)
	教 育 職	319 (249)	68 (29)	72 (57)	150 (135)	26 (25)	3 (3)	- (-)	- (-)
	学 校 栄 養 職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	事 務 職	18 (10)	2 (1)	6 (2)	9 (6)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。

2 () 内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当					受給者1人 当たり額	産業教育手当			受給者1人 当たり額
	受 給 者 数						受 給 者 数			
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
36,756	105	3	38	10	54	18,682	302	6	296	17,903
33,435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,518	105	3	38	10	54	18,682	302	6	296	17,903
38,492	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,572	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40,646	105	3	38	10	54	18,682	302	6	296	17,903
8,392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36,301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37,065	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22,759	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,400 円	5,300 円	
全 職 員	人 152	人 7	人 145	円 20,045	人 1,320	人 87	人 12	
うち行政職員	152	7	145	20,045	247	50	9	
県 関 係 職 員	計	152	7	145	20,045	1,319	87	12
	行 政 職	152	7	145	20,045	247	50	9
	公 安 職	-	-	-	-	907	36	-
	教 育 職	-	-	-	-	150	-	3
	研 究 職	-	-	-	-	10	-	-
	医療職(一)	-	-	-	-	4	-	-
	医療職(二)	-	-	-	-	1	1	-
	医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	-	-	-	-	1	-	-
	教 育 職	-	-	-	-	1	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 職	-	-	-	-	-	-	-

(注) 宿日直手当は、令和4年3月勤務実績に対する4月支給分の額である。

直 手 当			義務教育等教員特別手当					
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				受給者1人 当たり額
6,100 円	7,400 円	21,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
148	1,069	4	29,990	7,903	7,540	195	168	5,624
-	188	-	21,582	-	-	-	-	-
147	1,069	4	30,003	2,492	2,129	195	168	5,457
-	188	-	21,582	-	-	-	-	-
-	871	-	34,613	-	-	-	-	-
147	-	-	14,306	2,492	2,129	195	168	5,457
-	10	-	11,100	-	-	-	-	-
-	-	4	147,000	-	-	-	-	-
-	-	-	4,400	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	12,200	5,411	5,411	-	-	5,701
1	-	-	12,200	5,411	5,411	-	-	5,701
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5表 職員の職務の級別、号給別人員

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1						1			
2									
3									
4			1						1
5	16	64	3						
6									
7		16	2						
8		3	9						
9	23	88	4			1			
10		3	12						
11		17	1						1
12		2	64						1
13	13	17	5						2
14		2	12						
15	1	70	7						
16			62			1			2
17	20	20	9						2
18			27						
19		71	9						
20		1	60	1					
21	22	14	4						
22	1	1	17	4				1	
23		55	3						
24		2	46	1			1	2	
25	91	10	8	1				3	
26	3	1	15	6				4	
27	6	7	8					4	
28	2		49	4				3	
29	79	3	3	4				2	
30	5		16	17			1		
31	19	6	9	5					
32	2	1	29	7			1		
33	71	1	6	8			3		
34	1		18	19			6		
35	19	2	6	6			16		
36			20	3			10		
37	10	2	3	4		1	6		
38		1	40	20			3		
39		2	10	5		1	1		
40			13	18	1				
41	7		7	8			1		
42			19	27			3		
43		1	6	18					
44			9	14			1		
45	3		6	12				1	
46			6	29					
47		1	3	12					
48			13	20	1				
49	3		5	13	1				
50			6	24					
51	1	1	3	22	1	1			
52			2	11			2		
53			3	20	1	17			
54			3	10	5	6			
55				20		26			
56			5	16	2	35			
57			4	20		24			
58			3	18	1	22			
59			2	36	2	31			
60			5	12		9			
61	1		7	10	1	8	1		
62			3	20	2	7			
63			2	13	8	9			
64			6	21	1	8			
65	5		3	8	1	3			
66				17	1	3			
67			2	12	7	3			
68				11	1	3			
69				16	3	3			
70			3	22	3				
71			2	25	2	1			
72			1	23	12				
73	3			15	6				
74				10	8				
75			1	17	10				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	16	11				
77				19	8				
78			1	11	14				
79			1	16	16				
80			1	18	11				
81				15	19				
82			3	15	26				
83				13	51				
84			3	22	35				
85				13	18	6			
86			1	20	23				
87			3	12	23				
88			3	14	37				
89	1		2	8	17				
90			2	11	27				
91			3	20	25				
92			3	16	24				
93	1		1	21	149				
94			4	11					
95			2	11					
96			2	14					
97			2	7					
98			1	10					
99				6					
100				7					
101			3	184					
102			1						
103			5						
104			1						
105			1						
106			2						
107									
108			1						
109			1						
110									
111									
112									
113			8						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	429	485	812	1,265	615	232	54	20	9
構成比 (%)	10.9	12.4	20.7	32.3	15.7	5.9	1.4	0.5	0.2

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	20								
4									
5									
6									
7	31								
8									
9									
10									
11	7								
12									
13	26								
14									
15	4								
16									
17	28								
18									
19	24	2							
20									
21	30	41							
22									
23	38	2							
24									
25	15	33							
26									
27	16	8							
28									
29	11	38							
30									
31	4	8							
32									
33	3	43	1	2					
34									2
35	4	20		4					
36		1		1					
37	2	32		5					
38		5							1
39	4	14		5	1				
40				2	1				
41	2	33	12	10	2				
42		4	1						
43	3	20	15	4	1				
44		1	3					2	
45		39	11	6					
46		2	3	1					
47	1	15	20	7	6				
48		3	4	5					
49		32	22	3	2				
50		6	6		3				1
51	1	22	14	10	4				3
52		1	2	3	1				2
53		14	15	9	3	4	1		1
54		1	7	3		2			1
55		11	15	14	2	4	7		
56		1	2		4	1			
57		7	21	6	10	8	5		
58		4	7	1	2	1	1		
59	1	5	11	11	10	2	4		
60		3	4	3	4	3			1
61			8	9	6	6	8		
62			3	2		1	2		
63			9	16	4	3	6		
64			7		3		3		
65			11	7	4		6		
66			8	4	3	4	2		
67		1	9	10	3	2	4		
68			2	3	2	3	4		
69			13	14	11	2	2		
70			1	4	2	2			
71			3	11	8	2			
72			6	3	6	1			
73			10	19	7	3	1		
74				5	4	1			
75			15	16	3				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	4	1	4			
77			4	10	4	2			
78			5	4	4	4			
79			9	14	7	4	1		
80			2	2	7	1	1		
81			8	14	6				
82			2	10	6	1			
83			8	14	4	1			
84			3	3	2	5			
85			3	2	3	2			
86			2	3	3	7			
87			6	2	1	2			
88			1	1	3	6			
89			2	5	2	5			
90				2	2	3			
91				2	4	1			
92					3	3			
93			2	3	4	35			
94				2	5				
95				2	2				
96				1	2				
97				3	6				
98				1	5				
99				4	2				
100			1	1	4				
101				2	28				
102			1	1					
103				1					
104									
105				3					
106									
107				1					
108				1					
109			1	3					
110				2					
111				2					
112			1	1					
113				1					
114			1	4					
115				2					
116				3					
117				1					
118				1					
119				1					
120				2					
121				3					
122			1	2					
123				2					
124			1	2					
125			1	1					
126			1	1					
127				1					
128									
129			1	1					
130				1					
131									
132									
133				1					
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145			1						
146									
147									
148									
149									
150									
計	275	473	369	394	242	141	58	11	3
構成比 (%)	14.0	24.1	18.8	20.0	12.3	7.2	3.0	0.6	0.2

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		15			
2					
3					
4					
5	1	9			
6					
7					
8		1			
9	1	18			
10					
11					
12					
13		17			
14					
15	1				
16					
17		41			
18					
19					
20		1			
21		36			
22					
23	2				
24					
25		32			
26					1
27	1	5			
28					1
29	2	28			
30		1			1
31		5			
32		1			1
33	2	30			
34					9
35	1	8			10
36					2
37	5	31			24
38					
39		7			
40		1			
41	2	37			
42		3			
43		14			
44		2			
45	3	24			
46		1			
47	1	25			
48		2			
49	4	22			
50		1			
51	1	26		1	
52		2			
53	2	13			
54					
55	1	26			
56		3			
57	5	22			
58		2			
59	1	29			
60		1		2	
61	6	17			
62		2		4	
63	3	35		7	
64		2		1	
65	4	20		7	
66		3		10	
67	3	33	2	7	
68					
69	2	12		5	
70		3		5	
71	3	28	1		
72		2		1	
73	5	9	3	3	
74		4		2	
75	3	45	1	1	
76			2	2	
77	4	11	1	17	
78		4			
79	9	50	2		
80		1			
81	3	4	1		
82	1	4			
83	6	39	1		
84		5	1		
85	6	15	2		
86	1	6			
87	4	52	3		
88		6	5		
89	5	16			
90		6	6		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
91		35	1		
92		10	6		
93	3	31	1		
94		12	2		
95	8	30	2		
96		6	3		
97	8	30	6		
98		29	2		
99	4	18	4		
100		6	1		
101	3	29	8		
102	1	24	4		
103	1	19	2		
104		7	1		
105	2	21	1		
106		19	2		
107	2	7			
108	1	9	2		
109		9	2		
110		43	4		
111		12	1		
112	1	9	4		
113	2	14	1		
114	1	44	5		
115		12	4		
116		8	1		
117		12	2		
118		26			
119		22			
120		10			
121		16			
122		18			
123		20			
124		21			
125		12			
126		16			
127		25			
128		46			
129		19			
130		15			
131		35			
132		34			
133		30			
134		36			
135	1	40			
136		40			
137	1	39			
138		23			
139		36			
140		15			
141	1	19			
142		9			
143		5			
144		2			
145		7			
146	1				
147					
148					
149					
150	1				
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165	1				
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
計	148	2,117	103	75	49
構成比 (%)	5.9	85.0	4.1	3.0	2.0

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13						2	1		
14								1	
15								1	
16				4					
17						2	1		
18								1	
19								2	
20				1					
21						3			
22									
23								3	
24									
25	5					1			
26									
27								1	
28									
29	6					4			
30	1								
31				1				2	
32	1	2		1					
33	7			1					
34									
35									
36				3					
37	2			4					
38									
39									1
40			5	1					
41	4								1
42				2					
43				1					1
44				1					
45	2			1					
46				1					
47	3			1					
48				2					
49	2			1					1
50				2					
51	4			1					1
52				1					1
53	2								
54				2					
55	2			1					
56									
57	2			2					1
58				1					
59									
60				1					
61									
62				1					
63				1					
64									
65									
66									
67									
68									
69	1			1					1
70									
71				2					
72									
73				1					
74				1					
75									

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76									1
77									
78		1							1
79			2						1
80			2						
81			1						
82			3						
83									1
84									
85			1						
86									
87			1						
88									
89			1						1
90									
91			5						
92									
93			1						
94			2						
95			2						
96									
97			1						
98			3						
99			1						
100			2						
101			3						
102									
103			2						
104			1						
105			16						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	44	26	86	16		12	12	12	3
構成比 (%)	25.6	15.1	50.0	9.3	0.0	30.8	30.8	30.8	7.7

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7				5			
8							
9		1					
10							
11				8			
12							
13		3					
14							
15		3	4				
16							
17							
18							
19		4	1				
20			2				
21							
22				9			
23							
24				3			
25							
26				11			
27				1			3
28					1		5
29				1		1	
30				3	2		2
31				1			
32				2	1		1
33							
34				2	3	1	
35				2	1		
36				2	1	1	
37					1	1	
38				5	6		
39					1		
40				2	1		
41				1			
42				7	1		
43							
44				4		1	
45							
46				1	3		
47				1			
48				3	2	3	
49					1		4
50				1	2	2	1
51						3	1
52					1	2	1
53						1	3
54						1	3
55							2
56							2
57							
58							
59					2	1	1
60					1		
61		1	1	1		3	
62			2	1		3	
63					1	2	
64							
65						1	
66				1			
67						1	
68							
69							
70							
71							
72							
73				1			
74				1		5	
75						2	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76							
77					1		
78					1		
79					2		
80							
81							
82							
83					1		
84							
85					2		
86					4		
87					1		
88							
89					2		
90				1	2		
91					1		
92			1		1		
93					9		
94							
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104			1				
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計		12	91	35	62	18	11
構成比 (%)	0.0	5.2	39.7	15.3	27.1	7.9	4.8

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9				5		
10						
11				3		
12				1		
13				3		
14						
15			1	2		
16						
17				4		
18						
19			3	1		
20				2		
21				3		
22				3		
23			4			
24				1		
25				1		
26				2		
27			4			
28						
29						
30				2		
31			2			
32				1		
33				1		
34				2	1	
35						
36				1		
37						
38				3		
39						1
40				2	1	
41						
42				1	1	
43						
44				1	1	
45					1	
46				1	1	1
47				1		1
48				1	3	1
49				1	1	1
50					2	
51						
52					2	
53				1		
54				1	1	
55					1	
56						
57						
58						
59						1
60						
61					2	
62						
63				2	1	
64						
65						1
66					1	
67						
68					1	
69					2	
70					1	
71					1	
72						
73					1	
74					2	
75					2	
76						2
77						
78						
79					2	
80						1
81						
82						
83						2
84						2
85						
86						3
87						
88						
89						
90					1	2

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91						1
92						1
93						
94						
95						2
96						
97						2
98						
99						
100						
101						
102						
103					1	
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112					1	
113					5	
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計		14	53	40	21	4
構成比 (%)	0.0	10.6	40.2	30.3	15.9	3.0

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11		1										
12												
13		106										
14												
15		3										
16												
17		122										
18												
19		4										
20		1										
21		106										
22												
23		1										
24					15							
25		131			16							
26					34							
27		5			95							
28		1										
29		142			1							
30					6							
31		2			17							
32		1										
33		105			1							
34					6							
35		5			1							
36					2							
37		87			5							
38					7							
39		21			5							
40		1			4							
41		99			99							
42		2										
43		17										
44		1										
45		89	1									
46		3						1				
47		28										
48		6										
49		70							1			
50		6										
51		24										
52		2		1								
53		61		1								
54		3										
55		46										
56		2										
57		59	4	1								
58		1										
59		56		2								
60		3	2									
61		37	3									
62		4	1									
63		47										
64		5		1								
65		42	5	1								
66		2										
67		35	1	1								
68		1										
69		32	4	1								
70		7	1	3								
71		46	4	3								
72		6		5								
73		31	5	5								
74		5		2								
75		50	5	4								
76		5	2	7								
77		35	4									
78		3	2	38								

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
79		50	2	14								
80		4	2	7								
81		26	6	4								
82		11	3	59								
83		60	4	12								
84		2	2	7								
85		31	3	6								
86		8	4	44								
87		53	2	4								
88		4	7	8								
89		32		11								
90		5	4	22								
91		51	2	4								
92		6	5	3								
93		28	1	85								
94		21	3									
95		75	2									
96		6	8									
97		20	6									
98		18	6									
99		76	3									
100		8	6									
101		27	5									
102		12	8									
103		58	4									
104		13	6									
105		35	4									
106		22	6									
107		53	4									
108		10	3									
109		27	1									
110		36	2									
111		32	1									
112		23	2									
113		23	3									
114		25	4									
115		28										
116		14	2									
117		19	8									
118		30										
119		14										
120		17										
121		14										
122		37										
123		16										
124		14										
125		10										
126		33										
127		20										
128		10										
129		17										
130		31										
131		24										
132		19										
133		19										
134		26										
135		39										
136		35										
137		22										
138		29										
139		48										
140		48										
141		44										
142		46										
143		51										
144		73										
145		78										
146		85										
147		80										
148		87										
149		105										
150		100										
151		93										
152		69										
153		80										
154		30										
155		41										
156		25										
157		17										
計		4,544	188	366	314			1	1			
構成比 (%)	0.0	84.0	3.5	6.8	5.8	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5	1	4							
6									
7		1							
8			2						
9	5	10							
10									
11		3							
12			2						
13	8	2							
14			2						
15									
16			1						
17	7								
18			1						
19		4							
20	1		6						
21	8								
22									
23		1							
24		1	2						
25	8								
26									
27		1							
28									
29	5								
30			1						
31			1						
32									
33	7	1	1						
34									
35	3				1				
36									
37									
38			3						
39									
40			1						
41	1			1					
42			2						
43									
44									
45	1		3						
46				1					
47									
48			1	1					
49									
50									
51				1					
52									
53			2			1			
54						2			
55				1		1			
56									
57	2			1					
58				1					
59				1					
60				2					
61				3					
62				2					
63				2					
64				3					
65				1					
66			1	1					
67				1					
68				1					
69				1					
70			1	1					
71			1	1					
72				2					
73				5					
74				2					
75				3					

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76									
77					1				
78				1	2				
79				3					
80				1					
81									
82			1	2					
83				4	1				
84				4					
85			1	2	2				
86			1						
87				3	1				
88			1	2					
89				1	1				
90				1	1				
91				2					
92				1	2				
93				2	2				
94				6					
95				1					
96				4					
97				7					
98									
99				1					
100				1					
101				19					
102									
103			1						
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	57	28	40	108	13	4			
構成比 (%)	22.8	11.2	16.0	43.2	5.2	1.6	0.0	0.0	0.0

第6表 職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	16	19			
19	20	29	1		
20	11	31			
21	20	23	2		
22	84	57	13	3	
23	88	55	11	6	
24	87	58	22	5	
25	91	47	19	4	1
26	85	49	36	5	2
27	109	65	37	4	2
28	99	58	31	3	1
29	96	52	42	5	1
30	92	58	29	4	5
31	83	63	29	5	3
32	99	63	55	5	3
33	85	71	44	1	
34	81	58	64	10	3
35	82	69	54		
36	86	65	41	4	2
37	73	53	61	5	1
38	85	48	44	4	
39	78	54	57	2	1
40	69	60	59	3	
41	74	54	53	6	2
42	72	66	69	5	
43	89	64	73	7	1
44	108	44	87	2	
45	102	52	105	2	1
46	103	36	127	2	
47	112	51	85	3	2
48	102	47	125	6	
49	134	46	113	6	1
50	130	20	114	5	1
51	138	30	97	4	
52	158	31	118	4	
53	149	28	83	7	1
54	131	19	85	7	
55	127	24	87	7	
56	106	36	84	6	1
57	120	37	77	7	
58	132	40	87	5	
59	115	36	72	3	1
60歳以上					3
計	3,921	1,966	2,492	172	39

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校栄養職	市町村立 学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
				1	36
				3	53
				8	50
				4	49
		91		10	258
		123		11	294
1	2	116		8	299
7	3	128		9	309
3	5	129		9	323
3	6	106		4	336
4	6	109		3	314
6	7	105		5	319
12	7	105		6	318
9	6	91		1	290
9	3	86		4	327
6	4	103		5	319
4	4	93		1	318
8	2	91		3	309
9	4	82	1	2	296
11	2	81		4	291
5	4	101		6	297
9	1	87	1	2	292
9	5	104		1	310
	6	87		3	285
3	1	122			338
6	4	135		3	382
7		127		3	378
6	8	119		2	397
6	4	142		3	423
6	3	157		9	428
8	2	155		5	450
4	3	183		12	502
6		169		9	454
5	1	187		11	473
5	3	193		13	525
11	4	228		14	525
5	4	270		7	528
8	3	237		6	499
6	2	224		8	473
9	4	278		10	542
10	5	241		9	529
3	4	227		13	474
					3
229	132	5,412	2	250	14,615

第7表 再任用職員の給料表別、年齢別人員

フルタイム勤務職員

(人)

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	174				114		56	1	3		
公安職給料表	32				7	24	1				
教育職給料表	166	17	149								
研究職給料表	6		5		1						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	7					3	4				
医療職給料表（三）	3				2		1				
市町村立学校教育職給料表	279		265			14					
給料表計	667										
60歳	238										
61歳	174										
62歳	156										
63歳	54										
64歳	45										

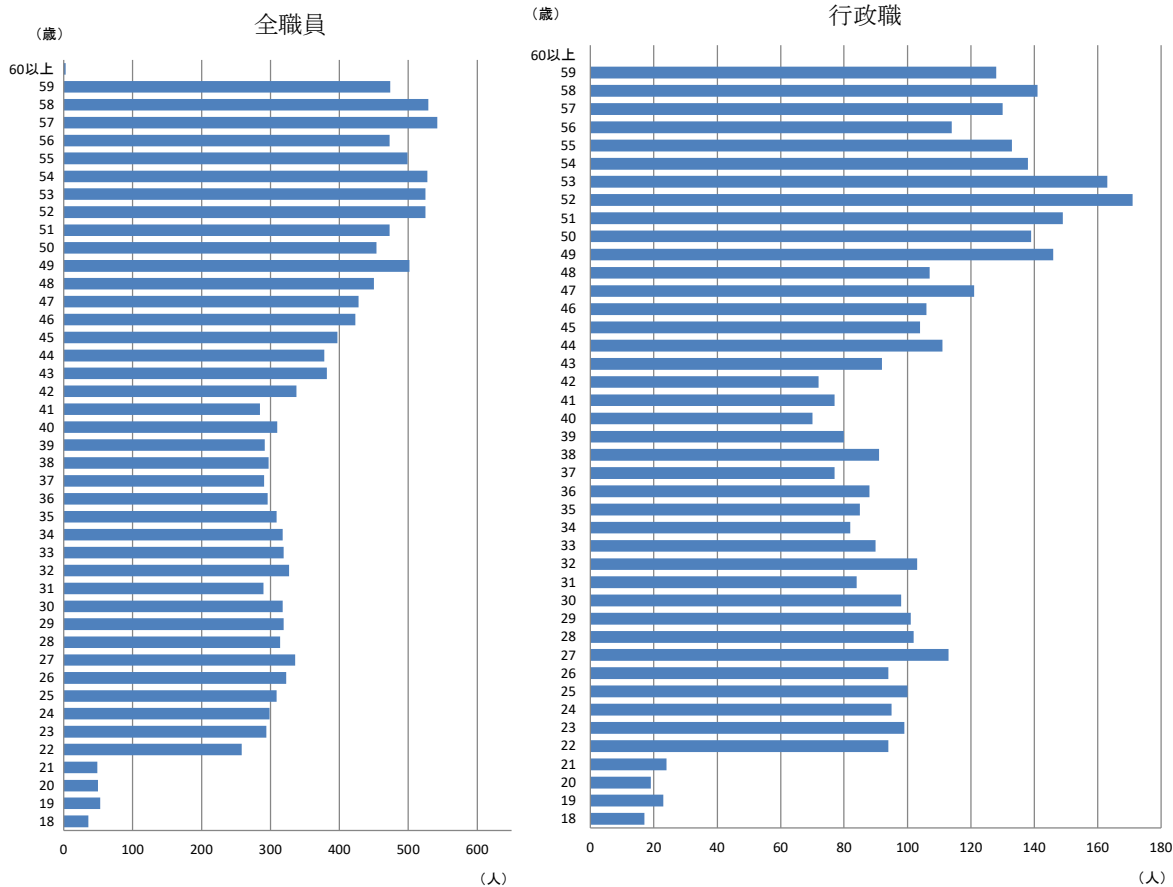
短時間勤務職員

(人)

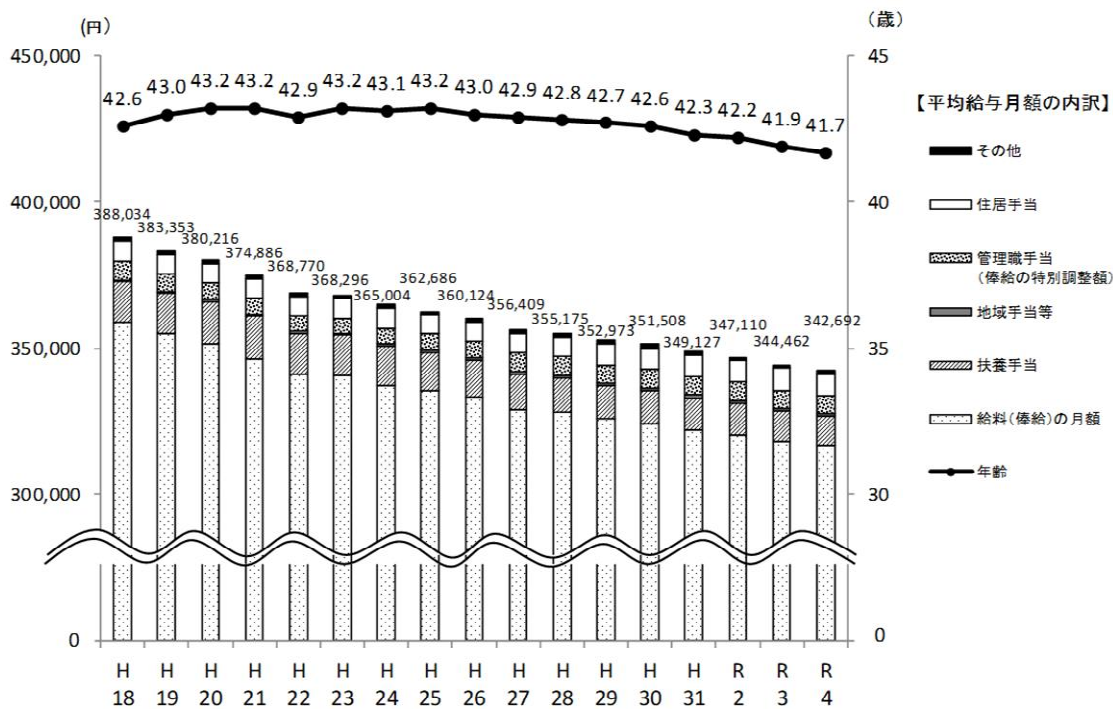
給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	68				51		17				
公安職給料表											
教育職給料表											
研究職給料表	9		2		7						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	3					1	2				
医療職給料表（三）	7				6		1				
市町村立学校教育職給料表	93		93								
給料表計	180										
60歳	19										
61歳	29										
62歳	28										
63歳	58										
64歳	46										

(参考) 職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

年齢構成



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



備考 平成18年に給与構造改革、平成27年に給与制度の総合的見直しを実施

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査期間

令和4年4月25日～6月17日

(2) 調査の内容

- ・ 本年4月分の個々の従業員に支払われた給与月額、初任給の状況
 - ・ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - ・ 民間企業における給与改定の状況等
- なお、調査結果については別表のとおりである。

3 調査機関

本人事委員会、人事院、兵庫県人事委員会、鹿児島県人事委員会、特別区人事委員会、神戸市人事委員会、岡山市人事委員会、福岡市人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

- ① 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
333事業所

なお、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54種（行政職相当職種22種、その他の職種32種）

(2) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から143事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりである。

(3) 集計

① 初任給関係

調査実人員 442人（行政職に相当する調査実人員 442人）

② 初任給関係以外

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	3,509人	3,420人
調査職種該当者（母集団）の推定数	9,204人	8,962人

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 134	事業所 35	事業所 71	事業所 28
農業、林業、漁業	2	0	1	1
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	1	9	4
製造業	53	13	33	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	32	8	15	9
卸売業、小売業	7	4	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	2	1	0	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	24	8	11	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が6所あった。
- 2 調査対象事業所143所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた140所に占める調査完了事業所134所の割合（調査完了率）は、95.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	200,802	* 207,023	196,934	* 181,746
		短大卒	*162,541	—	—	*162,541
		高校卒	161,310	* 168,662	153,575	* 162,978
	新卒技術者	大学卒	210,648	* 223,479	202,146	* 185,545
		短大卒	*180,993	* 187,155	* 164,106	* 170,000
		高校卒	161,101	* 164,386	158,953	* 159,439
	新卒事務員 ・技術者計	大学卒	206,179	215,294	200,140	* 183,354
		短大卒	* 179,415	* 187,155	* 164,106	* 165,754
		高校卒	161,158	165,674	157,725	* 161,411
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒				
	新卒大学助教	大学卒				
	新卒高等学校教諭	大学卒				
	新卒研究員	大学卒				
	新卒研究補助員	{ 短大卒 高校卒				

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和3年度中に資格免許を取得し、令和4年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成31年3月大学卒業後、令和元年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和4年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種 1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(①-②)		
			支給する 給与 ①	うち時間 外手当②			
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	6	54.4	583,084	33	583,051	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	57.4	639,215	75	639,140	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	3	52.2	539,856		539,856	
工 場 長		x	x	x		x	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒						
	短大卒	x	x	x		x	
	高校卒 中学卒						
技 術 ・ 関 係 職	事 務 部 長	101	52.9	530,699	211	530,488	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	63	52.7	558,728	273	558,455	
	短大卒	12	52.1	474,048		474,048	
	高校卒	26	53.6	488,344	152	488,192	
	中学卒						
	技 術 部 長	76	53.7	568,102	173	567,929	
	大学卒	47	53.4	589,270	13	589,257	
	短大卒	7	53.2	708,639		708,639	
	高校卒	22	54.4	490,059	542	489,517	
	中学卒						
事 務 部 次 長		19	48.9	435,331	428	434,903	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職 (部長一課長間)
	大学卒	11	48.9	461,697	640	461,057	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	48.7	358,208	97	358,111	
技 術 部 次 長		8	51.3	524,652	5,589	519,063	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
	大学卒	8	51.3	524,652	5,589	519,063	
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
事 務 課 長		167	48.9	452,629	2,873	449,756	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
	大学卒	92	48.2	454,001	3,118	450,883	
	短大卒	9	47.8	429,120		429,120	
	高校卒	66	49.9	453,749	2,897	450,852	
	中学卒						
技 術 課 長		180	50.4	509,210	1,800	507,410	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
	大学卒	92	49.2	531,676	906	530,770	
	短大卒	25	53.0	588,935		588,935	
	高校卒	61	50.8	440,777	4,108	436,669	
	中学卒	2	55.0	408,801		408,801	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
	大学卒	87	46.2	430,325	20,166	410,159	
	短大卒	36	44.1	461,604	31,471	430,133	
	高校卒	11	47.1	382,919	59	382,860	
	中学卒	25	47.4	421,127	17,252	403,875	
	技術課長代理	15	50.7	377,123	2,615	374,508	
	大学卒	58	44.4	498,307	32,858	465,449	
	短大卒	36	40.3	510,061	32,694	477,367	
	高校卒	10	52.3	536,366	33,598	502,768	
	中学卒	12	51.9	419,591	32,737	386,854	
技 術	事務係長	370	43.4	357,353	34,713	322,640	<ul style="list-style-type: none"> ・係の長及び係長級専門職
	大学卒	167	40.4	371,122	40,384	330,738	
	短大卒	35	45.5	346,507	32,037	314,470	
	高校卒	149	46.0	347,467	31,367	316,100	
	中学卒	19	47.4	312,413	900	311,513	
	技術係長	236	43.7	452,323	72,761	379,562	
	大学卒	114	40.5	453,304	76,782	376,522	
	短大卒	22	45.8	528,364	94,645	433,719	
	高校卒	100	47.4	428,728	61,075	367,653	
	中学卒						
関 係	事務主任	134	41.5	295,762	22,270	273,492	<ul style="list-style-type: none"> ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
	大学卒	58	38.7	298,858	23,731	275,127	
	短大卒	13	46.2	307,625	11,110	296,515	
	高校卒	60	43.8	292,095	23,431	268,664	
	中学卒	3	30.3	228,336	10,869	217,467	
	技術主任	100	42.8	352,039	46,757	305,282	
	大学卒	38	39.9	334,399	34,369	300,030	
	短大卒	7	42.1	281,817	23,526	258,291	
	高校卒	54	45.1	375,225	58,577	316,648	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	1,080	37.2	273,679	26,778	246,901	
	大学卒	394	32.9	294,674	35,001	259,673	
	短大卒	121	39.1	266,295	24,704	241,591	
	高校卒	561	39.7	261,691	21,892	239,799	
	中学卒	4	36.2	209,123	8,553	200,570	
	技術係員	812	35.9	333,066	45,827	287,239	
	大学卒	295	34.2	337,555	49,961	287,594	
	短大卒	98	33.4	336,782	52,508	284,274	
	高校卒	417	37.7	329,064	41,231	287,833	
	中学卒	2	51.6	357,572	32,508	325,064	

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	4	52.8	626,612	50	626,562	行政職9級
	大学卒	2	57.0	700,501	125	700,376	
	短大卒	3	50.0	577,272		577,272	
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	x	x	x	x	x	
大学卒	x	x	x	x	x		
技 術	事 務 部 長	41	53.3	553,945	38	553,907	同 上
	大学卒	27	53.2	557,728		557,728	
	短大卒	3	55.5	546,528		546,528	
	高校卒	11	52.9	546,876	142	546,734	
	中学卒						
	技 術 部 長	37	53.1	685,926		685,926	
	大学卒	26	53.4	705,025		705,025	
	短大卒	6	54.5	771,498		771,498	
	高校卒	5	50.9	536,503		536,503	
	中学卒						
関 係	事 務 部 次 長	8	50.5	382,639		382,639	同 上
	大学卒	3	50.0	356,950		356,950	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	51.5	366,595		366,595	
	中学卒						
	技 術 部 次 長	4	50.3	501,951		501,951	
職 種	事 務 課 長	87	49.6	506,836	2,019	504,817	行政職7級、8級
	大学卒	48	48.9	495,742	1,965	493,777	
	短大卒	3	50.8	552,297		552,297	
	高校卒	36	50.5	519,868	2,292	517,576	
	中学卒						
	技 術 課 長	89	50.0	590,387	210	590,177	
	大学卒	51	49.0	594,695	339	594,356	
	短大卒	18	53.0	638,221		638,221	
高校卒	20	49.7	515,133	55	515,078		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級	
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 26	歳 48.5	円 502,593	円 5,864	円 496,729	行政職5級、6級	
	大学卒	10	46.4	480,141	2,506	477,635		
	短大卒	2	47.5	517,596	300	517,296		
	高校卒	13	50.8	514,499	7,794	506,705		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	44	43.2	533,467	33,603	499,864		
	大学卒	30	39.4	531,908	30,847	501,061		
	短大卒	9	52.3	559,566	36,907	522,659		
	高校卒	5	52.8	484,920	48,073	436,847		
	中学卒							
	事務係長	146	44.2	413,862	47,463	366,399		行政職3級、4級
	大学卒	65	41.4	412,624	49,487	363,137		
短大卒	13	49.1	411,755	50,902	360,853			
高校卒	67	45.9	416,404	44,903	371,501			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術係長	115	43.2	514,339	95,608	418,731			
大学卒	62	39.4	503,980	96,430	407,550			
短大卒	16	46.0	570,865	107,213	463,652			
高校卒	37	49.4	501,431	86,972	414,459			
中学卒								
事務主任	47	41.9	332,301	26,393	305,908	行政職2級 (一部は3級、4級)		
大学卒	21	36.9	322,141	30,501	291,640			
短大卒	4	45.8	334,365	11,573	322,792			
高校卒	22	46.9	343,507	24,273	319,234			
中学卒								
技術主任	18	43.3	537,540	118,998	418,542			
大学卒	6	38.8	320,704	3,435	317,269			
短大卒								
高校卒	12	45.5	647,010	177,340	469,670			
中学卒								
事務係員	506	37.0	295,561	31,038	264,523		行政職1級	
大学卒	207	32.1	302,499	39,212	263,287			
短大卒	46	40.3	304,047	31,700	272,347			
高校卒	253	39.8	289,489	25,342	264,147			
中学卒								
技術係員	425	35.0	343,811	48,657	295,154			
大学卒	147	32.9	347,280	54,301	292,979			
短大卒	59	31.9	346,967	57,556	289,411			
高校卒	218	37.1	340,783	42,686	298,097			
中学卒	x	x	x	x	x			

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	57.5	501,572		501,572	行政職7級、8級
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	工 場 長						
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
事 務 部 長	事務部長	56	52.9	523,902	377	523,525	同 上
	大学卒	33	52.4	574,792	564	574,228	
	短大卒	9	50.7	443,456		443,456	
	高校卒	14	55.3	457,725	177	457,548	
	中学卒						
	技 術 部 長	34	53.3	486,795	17	486,778	
	大学卒	17	51.9	495,886	34	495,852	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	16	55.2	482,227		482,227	
	中学卒						
事 務 部 次 長	事務部次長	8	47.1	542,696	1,129	541,567	同 上
	大学卒	6	46.3	573,313	1,364	571,949	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 次 長	2	46.8	569,653	23,653	546,000	
	大学卒	2	46.8	569,653	23,653	546,000	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
事 務 課 長	事務課長	65	48.2	416,623	3,814	412,809	行政職5級、6級
	大学卒	36	47.5	434,280	4,551	429,729	
	短大卒	5	50.2	360,860		360,860	
	高校卒	24	48.8	401,438	3,451	397,987	
	中学卒						
	技 術 課 長	81	50.3	428,231	3,100	425,131	
	大学卒	39	49.3	437,625	1,850	435,775	
	短大卒	7	53.1	401,218		401,218	
	高校卒	33	50.7	423,627	5,360	418,267	
	中学卒	2	55.0	408,801		408,801	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	人 33	歳 45.3	円 455,405	円 42,326	円 413,079	行政職4級
	大学卒	22	44.1	496,002	49,999	446,003	
	短大卒	2	51.5	344,950		344,950	
	高校卒	9	46.9	379,679	32,063	347,616	
	中学卒						
	技術課長代理	13	47.4	385,731	34,360	351,371	
	大学卒	6	44.6	396,525	42,294	354,231	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	49.8	387,958	30,939	357,019	
	中学卒						
技 術	事務係長	170	42.9	332,452	33,527	298,925	行政職3級
	大学卒	88	39.9	350,592	38,409	312,183	
	短大卒	14	46.7	318,070	28,619	289,451	
	高校卒	68	46.1	311,922	28,219	283,703	
	中学卒						
	技術係長	99	43.3	356,618	36,075	320,543	
	大学卒	46	40.8	361,346	43,965	317,381	
	短大卒	6	44.5	311,796	30,607	281,189	
	高校卒	47	45.7	357,394	28,302	329,092	
	中学卒						
関 係	事務主任	74	42.5	276,008	23,036	252,972	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	33	41.6	290,031	22,308	267,723	
	短大卒	5	43.9	254,790	13,804	240,986	
	高校卒	35	43.3	266,059	24,854	241,205	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	79	42.9	323,072	36,436	286,636	
	大学卒	30	40.2	341,572	42,538	299,034	
	短大卒	7	42.1	281,817	23,526	258,291	
	高校卒	41	45.2	313,467	31,718	281,749	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	481	37.5	256,890	26,298	230,592	行政職1級
	大学卒	163	34.0	294,042	33,761	260,281	
	短大卒	61	40.5	245,353	22,308	223,045	
	高校卒	253	39.3	235,186	22,449	212,737	
	中学卒	4	36.2	209,123	8,553	200,570	
	技術係員	350	39.0	308,690	39,319	269,371	
	大学卒	138	36.2	320,702	42,803	277,899	
	短大卒	37	41.6	291,750	29,830	261,920	
	高校卒	174	41.3	300,150	38,036	262,114	
	中学卒	x	x	x	x	x	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	行政職6級、7級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
技 術	工 場 長						同 上
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
関 係	事 務 部 長	4	50.0	438,083		483,083	同 上
	大学卒	3	52.0	466,944		466,944	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
職 種	技 術 部 長	5	57.4	438,078	1,500	436,578	同 上
	大学卒	4	57.3	445,722		445,722	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
種	事 務 部 次 長	3	49.3	350,748		350,748	行政職5級
	大学卒	2	52.5	368,872		368,872	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
種	技 術 部 次 長	2	55.0	519,251		519,251	行政職5級
	大学卒	2	55.0	519,251		519,251	
	短大卒						
	高校卒 中学卒						
種	事 務 課 長	15	47.9	340,934	3,738	337,196	行政職5級
	大学卒	8	47.3	334,651	4,223	330,428	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	50.8	345,633	3,715	341,918	
種	技 術 課 長	10	53.0	403,245	5,322	397,923	行政職5級
	大学卒	2	54.5	500,351		500,351	
	短大卒						
	高校卒	8	52.6	378,968	6,652	372,316	
	中学卒						

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	28	45.3	338,730	7,404	331,326	行政職4級
	大学卒	4	41.0	339,864	17,430	322,434	
	短大卒	7	45.7	351,826		351,826	
	高校卒	3	41.0	292,231	13,498	278,733	
	中学卒	14	51.4	358,397		358,397	
	技術課長代理	x	x	x	x	x	
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
技 術	事務係長	54	42.7	294,906	10,193	284,713	行政職3級
	大学卒	14	39.4	324,845	21,528	303,317	
	短大卒	8	38.0	282,378	6,594	275,784	
	高校卒	14	45.9	263,770	4,754	259,016	
	中学卒	18	46.9	308,482		308,482	
	技術係長	22	47.3	405,898	59,428	346,470	
	大学卒	6	49.8	386,227	37,371	348,856	
	短大卒						
	高校卒	16	46.4	413,274	67,699	345,575	
	中学卒						
関 係	事務主任	13	36.4	261,924	6,413	255,511	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	4	32.5	248,216	3,622	244,594	
	短大卒	4	48.7	335,526	8,057	327,469	
	高校卒	3	32.3	225,324	10,133	215,191	
	中学卒	2	28.5	213,635		213,635	
	技術主任	3	38.7	273,163	863	272,300	
	大学卒	2	38.5	285,745	1,294	284,451	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
職 種	事務係員	93	37.3	207,904	5,366	202,538	行政職1級
	大学卒	24	33.4	236,771	7,617	229,154	
	短大卒	14	32.3	203,507	9,407	194,100	
	高校卒	55	40.3	196,427	3,355	193,072	
	中学卒						
	技術係員	37	31.9	280,698	32,685	248,013	
	大学卒	10	36.7	329,155	41,724	287,431	
	短大卒	2	25.5	220,001		220,001	
高校卒	25	30.4	265,040	31,357	233,683		
中学卒							

その2 給与比較の対象外職種
規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守 衛 用 務 員	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
教 育 関 係 職 種	大学学部長						
	大学教授	21	56.6	584,127		584,127	
	大学准教授	17	47.9	482,555		482,555	
	大学講師	14	45.2	428,245		428,245	
	大学助教	x	x	x	x	x	
	大学助手						
職 種	高等学校校長						
	高等学校教頭						
	高等学校教諭	21	49.2	329,812	10,569	319,243	
研 究 関 係 職 種	研究所長						<ul style="list-style-type: none"> ・構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） ・2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 ・構成員3人以上の室(係)の長 ・下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
	研究部(課)長	3	45.0	416,903		416,903	
	研究室(係)長						
	主任研究員	3	35.0	301,398	3,063	298,335	
	研究員	9	32.0	258,920	497	258,423	
	研究補助員						

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	24.9	(33.1)	(66.9)	0.0	75.1
	500人以上	22.0	(67.7)	(32.3)	0.0	78.0
	100人以上500人未満	26.5	(25.8)	(74.2)	0.0	73.5
	50人以上100人未満	25.0	(14.3)	(85.7)	0.0	75.0
高校卒	規模計	38.2	(52.5)	(45.1)	(2.4)	61.8
	500人以上	30.6	(65.7)	(23.2)	(11.1)	69.4
	100人以上500人未満	52.3	(47.0)	(53.0)	0.0	47.7
	50人以上100人未満	17.9	(60.0)	(40.0)	0.0	82.1

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.9%
配偶者に家族手当を支給する		69.3%
家族手当制度がない		18.1%
扶養家族の 構成別支給月額	配偶者	13,283円
	配偶者と子1人	18,568円
	配偶者と子2人	23,721円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、84.7%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第13表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
40.7%	(23.9%)	(76.1%)	59.3%

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
8.2%	91.8%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級 (非役員)		課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	58.0	42.0	60.3	39.7	62.8	37.2
500人以上	48.7	51.3	59.0	41.0	63.3	36.7
100人以上 500人未満	54.8	45.2	55.4	44.6	58.5	41.5
50人以上 100人未満	73.5	26.5	71.6	28.4	71.5	28.5

第15表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100.0%	73.5%	

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課長級	31.7 %	18.7 %	68.3 %
非管理職	28.4	12.2	71.6

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第17表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
*67.0 %	*73.7 %

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第18表 民間における公共交通機関使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	特急料金を支給する		特急料金を支給しない	支給しない
	全額支給制	制限支給制		
62.2%	(9.3%)	(11.3%)	(79.3%)	37.8%

(注) 1 ()内は、支給する事業所を100とした割合である。
2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

第19表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
84.9%	(4.5%)	(72.3%)	(6.9%)	(16.3%)	15.1%

(注) 1 ()内は、支給する事業所を100とした割合である。
2 その他には、ガソリン単価や通勤日数で支給額が変動する場合が含まれる。

第20表 民間における高速料金に係る通勤手当の支給状況

支給する	限度額		支給方法			支給しない
	あり	なし	ETCカード	一定額上乘	実費	
8.2%	(23.7%)	(76.3%)	(34.0%)	(12.4%)	(53.5%)	91.8%

(注) 1 ()内は、支給する事業所を100とした割合である。

2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算定した令和4年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,500	36,120	46,260	56,400	66,540
住居関係費	40,750	72,280	57,680	43,070	28,470
被服・履物費	4,500	3,100	4,850	6,610	8,360
雑費Ⅰ	17,710	29,120	41,870	54,620	67,350
雑費Ⅱ	11,210	20,720	24,630	28,530	32,430
計	102,670	161,340	175,290	189,230	203,150

第22表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指数 〔調査〕 〔産業計〕	② 有効求人 倍率 〔季節〕 〔調整値〕	③ 完全 失業率 〔季節〕 〔調整値〕	④ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	
				全国	宮崎	全国	宮崎
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和2年度	0.0	1.10	2.9	140.4	146.4	10.8	9.1
令和3年度	△0.4	1.16	2.8	142.4	147.5	11.6	10.6
令和3年1月	△0.3	1.08	3.0	135.1	141.4	11.0	10.3
2月	△0.4	1.09	2.9	135.4	140.8	11.1	10.0
3月	△0.2	1.10	2.7	145.1	151.5	12.0	10.8
4月	△0.3	1.09	2.8	150.4	152.9	12.1	11.1
5月	0.2	1.10	2.9	136.0	141.6	11.1	10.7
6月	0.0	1.13	2.9	146.9	152.5	11.4	10.7
7月	△0.1	1.14	2.8	146.9	149.9	11.9	10.7
8月	△0.2	1.15	2.8	135.8	142.3	10.9	9.6
9月	△0.3	1.15	2.8	141.4	145.7	11.3	10.0
10月	△0.3	1.16	2.7	144.8	151.0	11.7	10.8
11月	△0.5	1.17	2.8	145.8	150.6	12.1	11.1
12月	△0.4	1.17	2.7	144.5	149.6	12.3	11.2
令和4年1月	△1.2	1.20	2.8	136.9	141.6	11.8	12.1
2月	△1.2	1.21	2.7	136.6	138.7	11.9	10.9
3月	△1.3	1.22	2.6	144.5	149.2	12.6	12.5
4月	△1.1	1.23	2.5	149.0	150.2	12.9	12.9
資料出所	厚生労働省		総務省統計局	厚生労働省	県統計調査課	厚生労働省	県統計調査課

(注) 1 ①、⑥、⑦、⑧は令和2年基準である。(ただし、⑥、⑦、⑧の令和2年度は平成27年基準)
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ④、⑤の令和2年度、令和3年度の欄は、それぞれ令和2暦年、令和3暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑦ 消費者物価 指数		⑧ 国内企業 物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
304.5	△ 5.0	282.5	△ 1.0	△0.2	△0.2	△1.5
311.2	2.2	263.5	△ 6.7	0.1	△0.2	7.0
297.6	△ 4.8	315.9	25.4	△0.7	△0.4	△1.8
280.8	△ 7.4	223.6	△27.8	△0.5	△0.7	△0.9
344.1	6.7	261.0	△11.2	△0.4	△0.5	1.0
338.6	11.5	348.8	34.0	△1.1	△1.5	3.5
317.7	13.1	266.0	△23.5	△0.8	△0.7	4.8
281.2	△ 5.8	246.3	△ 6.2	△0.5	△0.6	4.9
302.8	4.9	273.6	△ 5.4	△0.3	△1.0	5.6
294.1	△ 3.4	263.6	△18.5	△0.4	△1.2	5.6
295.8	△ 2.8	217.0	△ 6.8	0.2	0.1	6.2
312.7	0.1	249.9	△18.3	0.1	△0.3	8.0
304.2	△ 0.4	241.2	△ 1.2	0.6	0.3	8.9
344.1	3.1	269.3	△16.9	0.8	0.7	8.6
314.4	5.6	240.0	△24.0	0.5	0.3	9.0
285.3	1.6	289.2	29.3	0.9	0.6	9.4
343.7	△ 0.1	257.5	△ 1.3	1.2	1.0	9.3
344.1	1.6	301.9	△13.4	2.5	2.4	9.9
総 務 省 統 計 局					県統計調査課	日本銀行